

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

第1面の10欄「①売上(収入)金額」の内訳について、『調査票の記入のしかた』14～19ページの分類表に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
		千億	百億	十億	億	千	
12-33	運送取次・代理店サービス				5200	0.000	
12-12	道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)				4800	0.000	
12-13	引越サービス				4500	0.000	
12-28	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)				3100	0.000	
12-34	荷捌き・こん包サービス				2300	0.000	
07-19	屋外広告スペース提供サービス				200	0.000	
						0.000	
						0.000	
						0.000	
						0.000	

右欄に割合を記入してください。
金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、14～19 ページ掲載の『分類表』に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
 - 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、『分類表』に記載している「サービスの種類」の中から、売上(収入)金額の大きい上位10種類までの「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
 - 金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100%とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
 - 事業を行っているものの、サービスの種類に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。
- ※『分類表』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

複数の事業を行っている「運送会社」の記入例

●以下は、運輸業、不動産業など複数の事業を行っている「運送会社」の記入例

11 事業別売上(収入)金額

サービス関連 産業の事業	⑦ 不動産事業の収入	200万円
	⑫ 運輸、郵便事業の収入	1億9900万円

17 サービス収入の内訳

17欄は上記11欄のうちサービス関連産業の事業内容ごとの内訳となります。事業内容ごとに『分類表』から該当する「分類番号」「サービスの種類」「売上(収入)金額」を記入します。

⑫運輸、郵便 事業	運送取次事業(運送事業の収入)	5200万円	⇒	12-33
	道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	4800万円	⇒	12-12
	引越サービス(引越事業の収入)	4500万円	⇒	12-13
	倉庫サービス(倉庫による保管事業の収入)	3100万円	⇒	12-28
	荷捌き・こん包サービス(荷物の仕分け、こん包事業の収入)	2300万円	⇒	12-34
⑦不動産事業	屋外広告スペース提供サービス(広告スペース提供事業収入)	200万円	⇒	07-19

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

●観光推進事業を行っている観光協会の記入例

ア 事業活動による収入(寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く)	3億5000万円(その他の運輸付帯サービス)
イ 寄付金収入	300万円
ウ 補助金収入	8500万円
ア～ウの合計	4億3800万円

(1) 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」は、寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千	百	十	万	円
① 売上(収入)金額				4380	0	0	0	0	0.000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上(収入)金額」に含めて記入してください。ここでは、「運輸、郵便」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑫運輸、郵便事業の収入」欄の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千	
① 農業、林業、漁業の収入					0.000	金額で記 す
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					0.000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額					0.000	
⑨ 飲食サービス事業の収入					0.000	右 欄に 割 合
⑩ 医療、福祉事業の収入					0.000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					0.000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入				4380	0.000	

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記(2)のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業(この例においては「12-39 その他の運輸付帯サービス」)に含めず、「20-04 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上(収入)金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
		千億	百億	十億	億	千	
12-39	その他の運輸付帯サービス				3500	0.000	
20-04	寄付金、補助金、運営費交付金等				880	0.000	

備考

令和5年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和5年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

分類表

事業別内訳は、調査票第1面 11欄「事業別売上（収入）金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。） 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ×自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×駐車場のサブリースサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 「12-40 交通広告スペース提供サービス」
	電気供給サービス		
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	電気供給サービス（電気事業者向け）	11-01	電気事業者向けに販売する電気 （※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。） 【内容例示】 ○地帯間販売電力料、他社販売電力料 ○特定卸供給事業（アグリゲーター）
	電気供給サービス（その他事業者向け）	11-02	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の電気 （※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。） 【内容例示】 ○電力料、特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力 ○電気小売事業（事業所向け）
	電気供給サービス（一般消費者向け）	11-03	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の電気 （※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。） 【内容例示】 ○電灯料、公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯 ○電気小売事業（家庭向け）
	送配電サービス	11-04	送配電事業者が、自らが維持する送配電システムにより、その供給区域において、需要家又は他の送配電事業者により電力を供給するサービス（一般送配電、送電、配電、特定送配電等） 【内容例示】 ○託送収益
	電気供給サービス（続き）		
⑫ 運輸、郵便事業の収入	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	11-05	電気の小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○電力小売供給媒介サービス、電力小売供給取次サービス
	都市ガス供給サービス		
	都市ガス供給サービス（ガス事業者向け）	11-06	ガス事業者向けに販売する都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管（ガス事業者向け）
	都市ガス供給サービス（その他事業者向け）	11-07	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業（事業所向け） ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管（その他事業者向け）
	都市ガス供給サービス（一般消費者向け）	11-08	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業（家庭向け） ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管（家庭向け）
	都市ガス供給・配給サービス	11-09	ガス導管事業者が、自らが維持するガス導管により、その供給区域において、需要家又は他のガス導管事業者により都市ガスを託送するサービス 【内容例示】 ○ガス導管事業者が行う配管・修繕工事
	都市ガスの小売供給の媒介・取次ぎ・代理サービス	11-10	都市ガスの小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○ガス小売供給媒介サービス、ガス小売供給取次サービス
	熱供給サービス	11-11	蒸気、温水、冷気、冷水等を導管を通じて提供するサービス
	水道供給・下水処理サービス	11-12	水道管その他の設備をもって水を供給するサービス（※水道事業者、水道用水供給事業者又は工業用水道事業者から、浄水場施設の運転、保守、点検及び水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。）、排水管、排水渠その他の排水施設をもって下水を排除し、処理施設及びポンプ施設をもって下水を処理するサービス（※下水処理場の運転、保守、点検及び下水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。）
	鉄道運送サービス		
鉄道旅客運送サービス（定期券）	12-01	鉄道（鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。）により、定期券での乗客を運送するサービス	
鉄道旅客運送サービス（定期券以外）	12-02	鉄道（鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。）により、定期券以外での乗客を運送するサービス	
鉄道貨物運送サービス	12-03	鉄道により、貨物を運送するサービス	
鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道旅客運送サービス	12-04	鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道による旅客運送サービス 【内容例示】 ○ケーブルカー、トロリーバス、ロープウェイ、リフト（スキー場を含む。）	
鉄道線路提供サービス	12-05	他の鉄道事業者により鉄道線路を使用させるサービス	
鉄道車両提供サービス	12-06	他の鉄道事業者により鉄道車両を使用させるサービス ※他の鉄道事業者の路線への乗り入れに伴い、当該他の鉄道事業者により鉄道車両を使用させるサービスを含みます。	
道路旅客運送サービス			
一般乗合旅客自動車運送サービス（定期券）	12-07	定期券で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
一般乗合旅客自動車運送サービス（定期券以外）	12-08	定期券以外で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
一般乗用旅客自動車運送サービス（タクシー・ハイヤーサービス）	12-09	一般乗用旅客自動車運送事業による旅客運送サービスのうち、タクシー、ハイヤーにより提供されるもの ※介護事業者や訪問介護員等による有償運送サービスを含みます。	
一般貸切旅客自動車運送サービス（貸切バスサービス）	12-10	一般貸切旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
その他の道路旅客運送サービス	12-11	その他の道路旅客運送サービス 【内容例示】 ○特定旅客自動車運送事業による旅客運送サービス ○人力車、自転車、その他の軽車両による旅客運送を行うサービス ×運転代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービス ⇒ 「12-30 3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービス」	